

第2章 学 科

(学 科)

第3条 本学に、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科及び介護福祉学科を置く。

第3条の2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

1 ライフデザイン総合学科

自立した個の確立を目指して、人生や生活をデザインすることに関連する専門を学修し、関連する人材を養成する。

2 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。

3 幼児教育学科

幼児教育及び保育に関する専門の学芸を学修し、関連する人材を養成する。

4 介護福祉学科

介護福祉に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。